

令和6年12月25日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

デジタル庁 国民向けサービスグループ健康・医療・介護班

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する  
補助金制度の申請期限延長と申請添付書類の柔軟化について

平素より、医療関係情報のデジタル化に係る施策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）及び規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、法律に基づく公費負担医療制度と地方公共団体の医療費助成事業（以下「地単事業」という。）について、マイナンバーカードによる資格情報の確認（以下「医療費助成に係るオンライン資格確認」という。）を可能とするための取組を進めております。

令和6年12月2日にマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したところですが、国民にマイナンバーカードの利便性をさらに実感いただくため、今年度、医療費助成に係るオンライン資格確認の先行実施事業を実施しており、希望のあった183自治体（22都府県、161市町村）において医療費助成に係るオンライン資格確認の運用を開始する予定です（※）。

※ 自治体ごとの対象制度、運用開始（予定）日については別添2をご覧ください。また、運用開始日については、自治体の業務システムの改修状況等により変更となる場合があります。日付が確定次第、デジタル庁のホームページ等でご案内させていただく予定です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただき、貴会会員に対し周知いただくとともに、特に貴会会員の医療機関が先行実施事業に参加する場合には、医療費助成に係るオンライン資格確認を実施するため必要なシステム改修等について積極的な対応をご検討いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、これまでにお示ししているとおり、デジタル庁においては同事業に参加する医療機関・薬局のシステムの改修について支援を実施しております。この度、より多くの医療機関・薬局の皆様へ補助金を活用いただくため、申請期限及び申請の添付書類について、申請期限を令和7年2月1日まで延長し、申請の添付書類について契約書や発注書等でも代用可能となるように柔軟化いたしました。オンライン資格確認等システムを導入しているすべての保険医療機関・保険薬局を対象としておりますので、積極的なご活用を検討いただきますようお願い申し上げます。

(システム改修費について補助金制度の変更内容)

- 申請期限の延長

変更前：令和7年1月15日

変更後：令和7年2月1日

- 申請の添付書類の柔軟化

変更前：領収書と領収書内訳書

変更後：領収書※1と領収書内訳書※2

※1 契約書や発注書等でも代用可

※2 契約書又は見積書に記載された金額の内訳を記載した書類でも代用可

詳しくは別添1（裏面赤枠部分）をご覧ください。

**【照会先】**

デジタル庁

国民向けサービスグループ 健康・医療・介護班 [medical.2@digital.go.jp](mailto:medical.2@digital.go.jp)

以上